

令和8年度 第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時:令和8年(2026年)9月16日(水)

14時00分から15時30分まで

場所:甲賀市水口西部コミュニティセンター
みなくるプラザ 集会室

1. 開 会

- ・ 市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 … 資料1

4. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 … 資料2

5. 役員選出

6. 議事

- (1) 令和7年度甲賀市少年センター活動状況について … 資料3
- (2) 令和8年度甲賀市少年センター活動計画・活動状況について … 資料4

7. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の少年非行の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労の状況

8. 意見交換

9. その他

10. 閉会

- [添付資料] ・ 甲賀市少年センター条例 … 資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則 … 資料6

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市少年センター協議会委員名簿

任期：R7. 10. 1～R9. 9. 30（順不同・敬称略）

No.	機 関 名	氏 名	委嘱日	備考
1	甲賀警察署生活安全課	大道 太	R8. 4. 1	人事異動による変更
2	甲賀市保護司会	廣瀬 喜樹	R7. 10. 1	
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	瀧井ちづる	R7. 10. 1	
4	甲賀地区更生保護女性会	治武 道代	R8. 4. 1	役員改選に伴う変更
5	甲賀市少年補導(委)員会	中井 徳昭	R7. 10. 1	
6	甲賀市青少年育成市民会議	中井れい子	R7. 10. 1	
7	甲賀市PTA連絡協議会	戒脇 浩	R7. 10. 1	
8	甲賀市小学校校長会 (雲井小学校)	松永 大樹	R7. 10. 1	
9	甲賀市中学校校長会 (水口中学校)	赤尾 優文	R7. 10. 1	
10	甲賀地区高等学校等生徒指導 連絡協議会 (滋賀県立信楽高等学校)	中島 秀徳	R8. 4. 1	人事異動による変更
11	甲賀公共職業安定所	濱崎 智	R8. 4. 1	人事異動による変更
12	市民環境部生活環境課	方山 淳	R7. 10. 1	
13	こども政策部家庭児童相談課	田口 真理	R7. 10. 1	
14	こども政策部発達支援課	福田 かおり	R7. 10. 1	
15	教育委員会事務局学校教育課	中井 佑輔	R8. 4. 1	学教課内で人選変更

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
 - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
 - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (１) 会議の名称
- (２) 開催日時
- (３) 開催場所
- (４) 議題
- (５) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (６) 出席者
- (７) 傍聴者数
- (８) 会議資料
- (９) 議事の結果概要
- (１０) その他必要な事項

２ 第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第９条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第１０条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第 2 号（第 8 条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

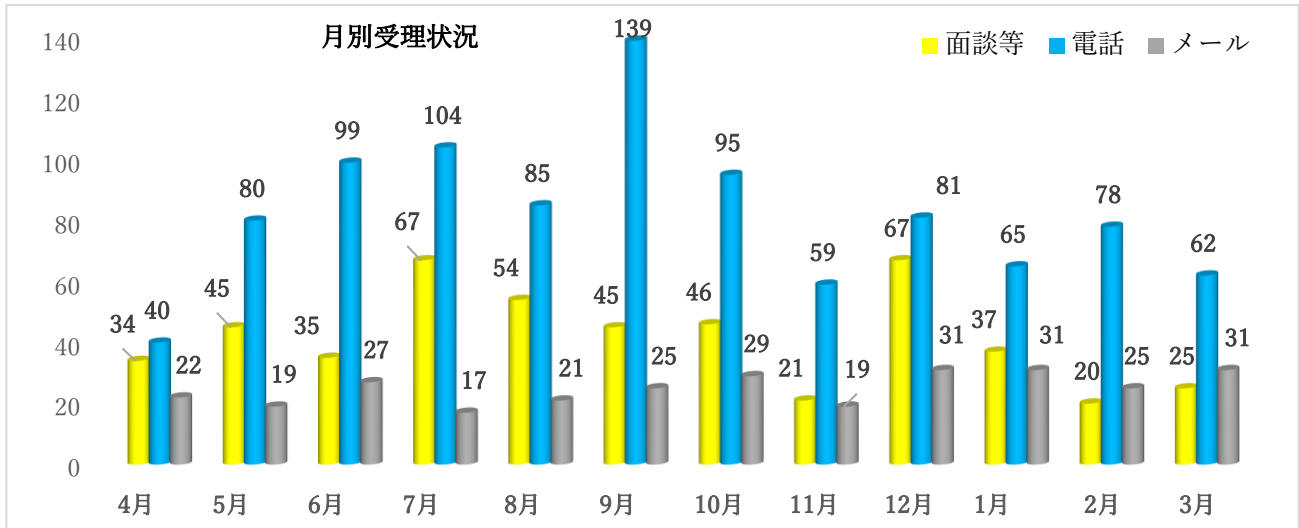
令和7年度 甲賀市少年センター活動状況

資料3

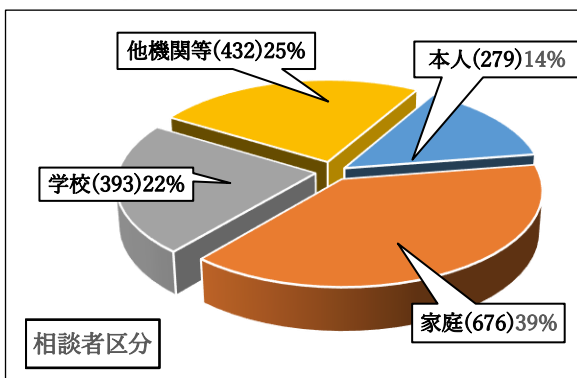
①少年相談活動

困りごとの電話や来所相談を受け、状況や本人・家族等の要望に応じて、個別面談を継続した支援を行っています。また、必要に応じて関係機関等と連携することで、利用者が複数の支援機関を利用する際の負担を減らし、幅広い見立てや支援を行うようにしています。

●受理状況相談件数 延べ 1,780件 (前年度 延べ1,679件)



月	本人				家庭				学校				他機関等				累計
	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計	
4月	8	7		15	11	19	22	52	2	9		11	13	5		18	96
5月	10	5		15	12	25	19	56	4	24		28	19	26		45	144
6月	13	8	1	22	10	35	26	71	4	35		39	8	21		29	161
7月	27	9	3	39	12	33	14	59	5	24		29	23	38		61	188
8月	22	8	3	33	8	22	18	48	9	22		31	15	33		48	160
9月	14	6		20	8	41	25	74	4	54		58	19	38		57	209
10月	14	2	1	17	10	22	28	60	11	49		60	11	22		33	170
11月	12	3		15	6	14	19	39		23		23	3	19		22	99
12月	28	3		31	11	13	31	55	9	30		39	19	35		54	179
1月	16	7	4	27	9	21	27	57	1	17		18	11	20		31	133
2月	11	4		15	4	29	25	58	4	27		31	1	18		19	123
3月	11	15	4	30	6	14	27	47	5	21		26	3	12		15	118
総数	186	77	16	279	107	288	281	676	58	335		393	145	287		432	1,780



昨年度(R7年4月～R8年3月)は、延べ相談受理件数が1,780件でした。一昨年度(R6年度)から101件の増加で、年々増加の傾向があります。

相談者区分としては、特に関係機関等からの相談が前年度(357件)より21%(+75件)の増加となりました。

相 談 対 象 少 年 学 職													
月	小学生以下		中学生		高校生		学生その他		有職少年		無職少年		累計
	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	
4月	5	5%	35	36%	7	7%			44	46%	5	5%	96
5月	36	25%	35	24%	10	7%			52	36%	11	16%	144
6月	35	22%	38	24%	24	15%	2	1%	48	30%	14	9%	161
7月	54	29%	61	32%	31	16%			37	20%	5	3%	188
8月	35	22%	53	33%	20	14%	3	2%	33	21%	16	10%	160
9月	64	31%	45	22%	52	25%	3	1%	41	20%	4	2%	209
10月	44	26%	68	40%	20	12%	1	1%	30	18%	7	4%	170
11月	32	32%	27	27%	5	5%	2	2%	29	29%	4	4%	99
12月	49	27%	53	30%	14	8%	1	1%	58	32%	4	2%	179
1月	31	23%	25	19%	14	11%	2	14%	56	42%	5	4%	133
2月	36	29%	19	15%	8	7%			56	46%	4	3%	123
3月	19	16%	47	40%	9	8%			40	34%	3	3%	118
総数	440	25%	506	28%	214	12%	14	1%	524	29%	82	5%	1,780

□令和7・6年度の主な相談内容比較(下段：女子)

非 行 相 談															
年度	盗竊 窃盗	暴力行為 傷害・暴行	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	薬物 乱用	飲酒	喫煙	家出	無断 外泊	深夜 はいかい	金銭乱費 金品持出	暴走行為 道交法違反	怠学	累計
R7	45	41	44	24	5	1		8	7		10	66	10		261
2025		5	15	5				2	2		4	27			60
R6	43	50	50	32	3			3	4	14	2	54	13	1	269
2024	1			10					3			9	1	1	25
増 加 数	2	-9	-6	-8	2	1		5	3	-14	8	12	-3	-1	-8
前年比率%	105%	82%	88%	75%	167%	—	—	267%	175%	—	500%	122%	77%	—	97%

非 行 相 談 以 外 の 相 談																	
年度	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交 友	性	発達 障害	心の病	性格	健康 身体	いじめ	虐 待	有害 環境	その他	累計	合計
R7	32	55	23	13	1,146	61	32	2	36		40	42	10	11	16	1,519	1,780
2025	22	19	10	7	233	18	5		19		26	11	1	5		376	436
R6	82	78	20	22	959	133	7	3	11		2	65	8	16	4	1,410	1,679
2024	65	17	1	2	91	33	5	2				22	2	4		244	269
増 加 数	-50	-23	3	-9	187	-72	25	-1	25		38	-23	2	-5	12	109	101
前年比率%	39%	71%	115%	59%	119%	46%	457%	67%	327%	－	2000%	65%	125%	69%	400%	108%	106%

対象少年別では小・中学生の相談は全体の約半分を占め、特に小学生相談が前年度の約3倍になり問題行動が低年齢化しています。また、中学生の中には地域の大型量販店などで迷惑行為を繰り返したり、夜間に卒業生と接触したりして問題行動を起こす事案が目立つようになり、規範意識の希薄化を懸念しているところです。高校生に関する相談も増加傾向にあり、入学しても学校に馴染めず体調を崩したり、学業に専念できず退学をしたりするケースが見られました。相談内容の特徴としてはSNSがらみの問題が多く、被害や犯罪にまで及んでいることもありました。インターネットやゲームの依存が子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしていることが伺えます。

②街頭補導実施状況

年度	補導 回数	従事者延べ人数				補導少年数 (内女子)
		センター職員	少年補導委員	その他	合 計	
R7(2025)	99	133	295	222	650	62(14)
R6(2024)	116	157	384	292	833	74(13)

コロナ禍前に子どもたちがコンビニエンスストア前や大型量販店の駐車場をたまり場として時間を過ごしていた状況が再び見られるようになりました。そのため警察との連携を必要とする案件も増加してきました。



③有害環境浄化活動(県委託事業)

年度	有 害 図 書 等 立 入 調 査							
	立入調査 (回数)	調査人員	対 象 店 数					
			図書取扱店	ビデオ・DVD 等取扱店	カラオケ店 インターネット店等	刃物類取扱店	エアガン 取扱店	携帯電話 取扱店
R7(2025)	21	76	45	10	3	25	6	9
R6(2024)	29	96	47	6	3	25	6	9

コンビニエンスストアにおいて成人コーナーが撤去されて以降、条例に規定する有害図書等の販売について区分陳列の配慮(紐かけ等の配慮)を行っていない店舗が見受けられましたが、図書の陳列コーナーすべてを撤去された店舗が市内では7店舗ありました。

④啓発・広報活動

年度	薬物乱用防止 教室	センターだより 発行部数	あいコムこうか 音声放送 (年間)	薬乱防止教室 啓発絆創膏	薬乱防止対策 20歳のつどい 式典手提紙袋
R7(2025)	18(19校)	6回発行	7	1,000	1,100
R6(2024)	18	5回発行	6	1,000	1,100

⑤その他

年度	(延べ数)					
	各種研修会等	関係機関等 連絡会議	学校訪問 (情報交換)	関係機関等 (情報交換)	不登校生徒 支援	立ち直り (生活改善) 支援
R7(2025)	18	39	64	117	189	
R6(2024)	18	46	65	124	17	81

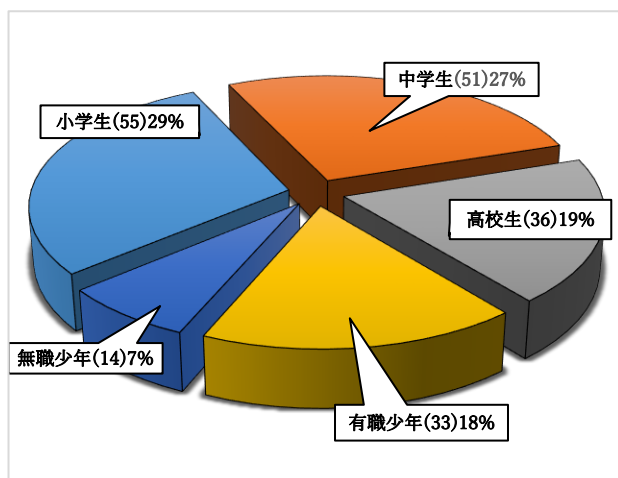
□会議・研修会、関係機関・団体等の連携

月	事 業 内 容	各種支援:面談のみ (学職別人数)
4	8 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第1回定例幹事会	・合同街頭補導3回 ・有害図書等立入調査1回 ・立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ9件 対象少年内訳(小2・中3・高1・有2・無1) ・関係機関等情報交換(来所のみ)延べ11件 (学多推課、生支課、家児相、保護司、学校等)
	9 日(水)14:00 県青少年補導C連絡協議会総会・研修会(草津市)	
	15 日(火)14:00 少年C・あすく等職員合同研修会(県庁)	
	15 日(火)20:00 少年補導委員会土山地区委員会	
	17 日(木)19:30 少年補導委員会信楽地区委員会	
	26 日(土)10:00 甲賀市少年補導(委)員功労者表彰式	
	27 日(土)11:20 甲賀市少年補導(委)員総会・研修会	
5	13 日(火)13:45 きぶかわっこはぐくみネットワーク	・合同街頭補導3回 ・有害図書等立入調査1回 ・立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ12件 対象少年内訳(小4・中3・高1・有3・無1) ・学校等訪問延べ23校:市内小中高21、施設2 ・関係機関等情報交換(来所のみ)延べ9回 (保護司、学多推課、家児相、学校、職場等)
	14 日(水)10:00 令和7年度甲賀保護区保護司会総会	
	21 日(水)19:30 少年補導委員会甲南地区委員会	
	21 日(水)19:30 少年補導委員会水口地区委員会	
	21 日(水)14:00 立入調査員研修会(県庁)	
	22 日(水)20:00 少年補導委員会甲賀地区委員会	
6	3 日(火)15:00 甲南高等学校評議員会	・合同街頭補導3回 ・有害図書等立入調査2回 ・立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ15件 対象少年内訳(小4・中3・高1・有6・無1) ・学校訪問延べ22校:市内小中高17、市外高5 ・関係機関等情報交換(来所のみ)延べ9件 (保護司、学校、職場、学多推課、家児相等)
	4 日(火)13:30 滋賀県青少年補導C連絡協議会所長会	
	6 日(金)16:00 個別ケース会議(小学校)	
	9 日(月)13:00 薬物乱用防止教室(甲南第三小)	
	11 日(水)13:30 無職少年対策指導員研修会(能登川)	
	15 日(日)10:30 あんしん・あんぜんなまちづくり市民会議総会	
	17 日(火)14:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	
	20 日(金) 9:30 薬物乱用防止教室(甲南第一小)	
	23 日(月)10:00 少年センター協議会	
	24 日(火)19:30 少年補導委員会甲賀地区委員会	

月	事業内容	各種支援:面談のみ (学職別人数)
6	27 日(金)16:00 個別ケース会議(小学校) 30 日(月)10:40 薬物乱用防止教室(綾野小) 30 日(月)13:30 非行防止・環境浄化対策連絡会議(県庁)	
7	1 日(火)16:30 社会を明るくする運動街頭啓発 3 日(木)13:30 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会代表者会議 4 日(金)15:30 甲賀湖南中高生徒指導連絡協議会 8 日(火)13:30 教職員湖南ブロック地区新任者研修 8 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 2 回定例幹事会 10 日(木)13:50 薬物乱用防止教室(小原小) 11 日(金)16:00 三者連絡会議 31 日(木)15:00 湖南市・甲賀市・日野町三少年センター合同連絡会議	・合同街頭補導 6 回 ・有害図書等立入調査 1 回 ・<u>立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ 2 8 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 11・高 7・有 4・無 1) ・<u>学校等訪問延べ 7 校</u>:市内外小高 ・<u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 19 件</u> (保護司、家児相、学多推課、学校等)
8	6 日(水)13:30 県青少年補導 C 連絡協議会会長会(五箇荘) 7 日(木)14:30 個別ケース会議(小学校) 18 日(月)16:00 甲賀市重層的支援会議(甲賀市社会福祉協議会) 25 日(月)10:00 社会を明るくする運動啓発強調月間振返会議	・合同街頭補導 5 回 ・有害図書等立入調査 1 回 ・<u>立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ 2 1 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 8・高 7・無 1) ・<u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 1 9 件</u> (学校、保護司、学多推課、家児相等)
9	8 日(月)14:00 暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会(甲賀署) 9 日(火)17:30 甲賀市少年補導委員会三役会 9 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 3 回定例幹事会 16 日(火)14:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会(甲南高) 19 日(金)13:30 更生保護女性連盟第 2 ブロック研修協議会(碧水 H) 25 日(木)14:00 滋賀県薬物乱用防止教室指導者講習会(県庁) 25 日(木)17:00 個別ケース会議(市外高校) 27 日(土)13:30 県青少年補導センター連絡協議会研修大会(高島市) 30 日(火) 9:30 甲賀市少年補導委員管外研修(甲賀学園鹿深の家)	・合同街頭補導 4 回 ・有害図書等立入調査 1 回 ・<u>立ち直り生活改善支援・家庭支援: 1 8 件</u> 対象少年内訳(小 6・中 7・高 2・有 1・無 2) ・<u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 1 1 件</u> (学多推課、家児相、学校等)
10	1 日(火)13:30 県青少年補導 C 連絡協議会会長会(近江八幡市) 7 日(火)10:00 授業参観(小学校) 16 日(木)13:30 令和 7 年度甲賀地区更生保護女性会会員研修会 20 日(月)11:00 授業参観(小学校) 20 日(月)16:00 個別ケース会議(小学校) 22 日(水)10:45 薬物乱用防止教室(雲井小)	・図書等取扱店県下一斉調査 5 回 ・合同街頭補導 3 回 ・<u>立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ 1 2 件</u> 対象少年内訳(小 6・中 2・高 2・無 2) ・<u>学校訪問延べ 2 校</u>:市内小 ・<u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 1 0 件</u> (学多推課、家児相、学校等)
11	10 日(月)13:30 甲賀市重層的支援会議(甲賀市社会福祉協議会) 11 日(火)15:00 甲賀市小中学校生徒指導主任・主事連絡協議会 13 日(木)13:00 思春期精神保健従事者研修・支援者交流会(彦根市) 14 日(木)10:40 薬物乱用防止教室(信楽小) 15 日(土)13:30 「なくそう犯罪」滋賀県民大会(高島市) 18 日(火)13:30 滋賀 KANAME プロジェクト高島後援会(高島市) 18 日(火)15:30 甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会(甲西中) 21 日(金)14:00 県青少年補導 C 連絡協議会湖南ブロック研修会(栗東市) 26 日(水)13:30 暴力追放滋賀県民大会(大津市) 27 日(木)18:00 甲賀市重層的支援会議(甲賀市社会福祉協議会) 30 日(日)13:30 更生保護女性会新任研修会会長講師(信楽開発 C)	・図書等取扱店県下一斉調査 2 回 ・<u>立ち直り生活改善支援・家庭支援:延べ 1 2 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 2・有 4・無 1) ・<u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 2 件</u> (保護司、児童施設)
12	2 日(火)10:35 薬物乱用防止教室(大原小) 3 日(水)10:35 薬物乱用防止教室(土山小) 3 日(水)13:30 県青少年補導 C 連絡協議会会長会(栗東市)	・合同街頭補導 4 回 ・有害図書等立入調査 1 回

月	事業内容	各種支援:面談のみ (学職別延べ人数)
12	4 日(木)14:00 甲賀市子どもいじめ問題対策連絡協議会(市役所) 5 日(金) 9:40 薬物乱用防止教室(甲南第二小) 9 日(火)10:35 薬物乱用防止教室(伴谷東小) 9 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 4 回定例幹事会 15 日(月)10:35 薬物乱用防止教室(佐山小)	・ <u>立ち直り生活改善支援・家庭支援：延べ 2 8 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 4・高 11・有 7・無 1) ・ <u>学校訪問延べ 3 校：市内小</u> ・ <u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 8 件</u> (学多推課、家児相、保護司等)
1	11 日(日)14:00 甲賀市「20 歳のつどい」式典 13 日(火)13:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会(甲南高) 19 日(月) 9:35 薬物乱用防止教室(油日小) 21 日(水)14:00 県青少年補導 C 連協新旧役員会引継会(草津) 22 日(木)10:35 薬物乱用防止教室(甲南中部小) 26 日(月) 9:35 薬物乱用防止教室(水口小) 28 日(水)18:30 甲賀市少年補導委員会役員選出会議	・ 合同街頭補導 2 回 ・ <u>立ち直り生活改善支援・家庭支援：延べ 1 4 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 2・高 2・有 4・無 1) ・ <u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 9 件</u> (保護司、児童施設、発支課、補導委員等)
2	4 日(水)13:30 県青少年補導 C 連絡協議会所長会(犬上) 5 日(金) 9:30 薬物乱用防止教室(柏木小) 10 日(火)10:00 SC 授業参観(伴谷小) 13 日(金)14:35 防犯訓練における講話(講師：安田 土山中) 17 日(火)10:30 薬物乱用防止教室(伴谷小) 18 日(水)13:00 甲南高等学校評議員会 18 日(水)14:00 県下少年 C・あすくる職員等合同研修(県庁) 25 日(水)13:30 地域ふれあい事業(土山中) 26 日(木) 9:10 SC 授業参観(貴生川小)	・ 合同街頭補導 2 回 ・ <u>立ち直り生活改善支援・家庭支援：延べ 1 1 件</u> 対象少年内訳(小 5・中 3・有 2・無 1) ・ <u>学校訪問延べ 5 校：市内小中</u> ・ <u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 5 件</u> (学校、保護司等)
3	3 日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第 5 回定例幹事会 4 日(水) 9:10 SC 授業参観(柏木小) 5 日(木) 9:00 SC 授業参観(綾野小)	・ 合同街頭補導 2 回 ・ <u>立ち直り生活改善支援・家庭支援：対象少年延べ 9 件</u> 対象少年内訳(小 3・中 3・高 2・無 1) ・ <u>学校訪問延べ 2 校：市内小</u> ・ <u>関係機関等情報交換(来所のみ)延べ 6 件</u> (保護司、学校、市教委等)

■立ち直り生活改善支援・家庭支援 延べ 1 8 9 件



犯罪や不良行為等の反社会的問題行動を有する少年や不登校・引きこもり傾向等の非社会的問題行動を抱えた少年等を対象に、不規則な生活習慣の改善や生活リズムの確立等、定期面接による本人への指導助言を行うとともに子どもの養育に困っている保護者に対する相談・支援も行っています。

また、各関係機関と問題を共有し、少年の支援について連携を密にした対応も行い、現在、数年間引きこもり傾向で月 1 回の定期面接を続けてきたことで関係機関主催の職業体験に参加し今年からは収入を得る仕事をするできるようになり、社会への第 1 歩を歩み出しました。

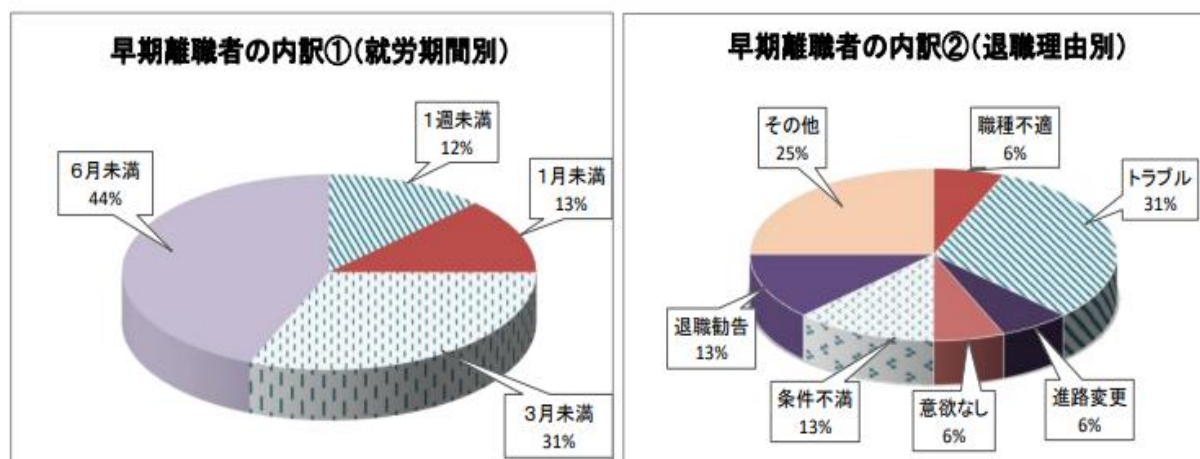
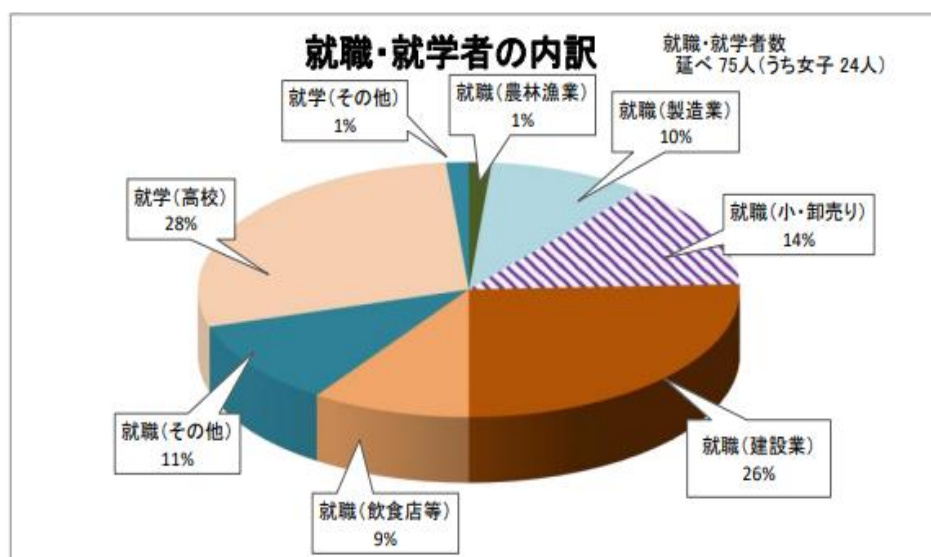
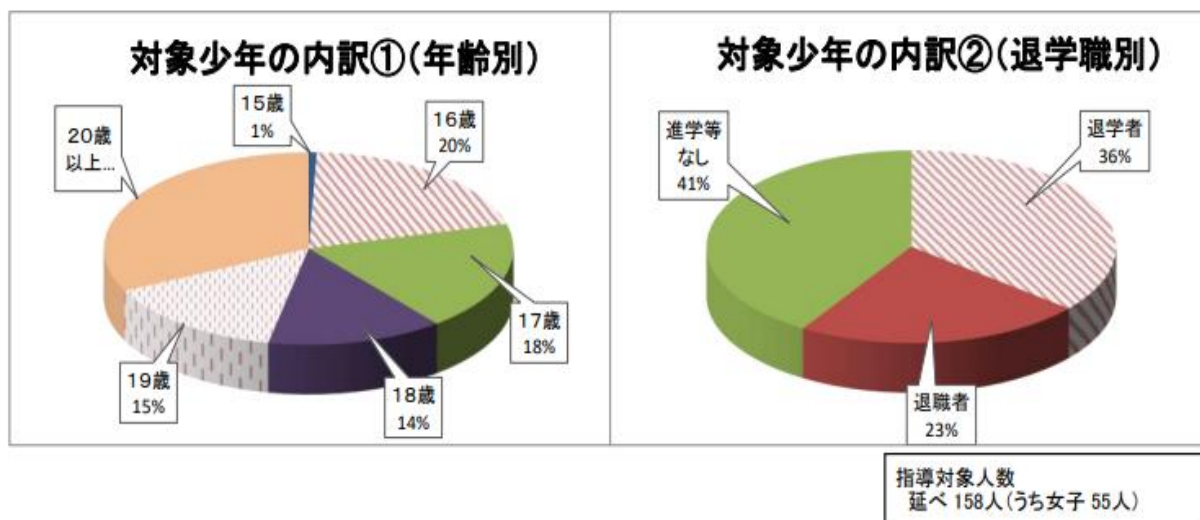
令和7年度
無職・少年非行防止対策における指導少年の内訳（年齢別・退学・職別・滞留先・職別）

令和7年4月～令和8年3月

指導対象少年		年 齢 別										備 考 別						選 学 歴 別						指 導 区 分 別					
少年人数		15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	前年から継続	指導活動			相談活動	他機関からの引継	その他	退学者	退学者なし	指導終了・打ち切り			継続指導									
少年	少女	少年	少女	少年	少女	少年	少女	少年	犯罪少年	少年	不品行少年	少年	少女	少年	少女	少年	少女	退学	転出	不適当	成人・処分	半年未満	1年未満	1年以上					
センター別																													
大津	0																												
少年センター	0																												
草津市立	7	1			2	2	2	6				1			4	2	1					1	2	3					
少年センター	6				2	2	2								4	2													
栗東市	0																												
少年センター	0																												
守山野洲	4			2											2	1				1									
少年センター	0																												
甲賀市	53	14	13	6	3	17	47	1				1	4		18	17						6	10	31					
少年センター	12	6	2	2	1	1	11						1		2	2						1	1	5					
湖南市	20	2	2	2	6	8	14								4	10								16					
少年センター	6	2	2		2	2	4									6								4					
近江八幡・竜王	7			1	2	4	7								2	3								5					
少年センター	2				2		2									1								1					
日野町	4					4	4									2				1				3					
少年センター	2						2									2								1					
草津江	4			2		2	2						1			2						1		1					
少年センター	0																												
大上	20	1	8	9	2		5						2	10	16	3						8	4						
少年センター	9	1	4	4			2						2	4	7	2						4	2						
彦根市	22	2	2	4	8	8	20								4	16						1	3	13					
少年センター	10			2	6	2	10								4	6						1	1	6					
米原市	3	2				1	1								2	1							2						
少年センター	3	2					1								2														
桑名市長浜	5	2	1	2			4								1								1	3					
青少年センター	0																												
桑浜市本之木	0																												
青少年センター	0																												
高島市	8	1			3	4	5								3	2						2		2					
少年センター	5				3	2	4								3							1		2					
大津市藍田	1					1	1								1						1								
少年センター	0																												
家荘	0																												
少年センター	0																												
計	158	1	32	29	22	23	51	118	2	0	2	1	10	9	57	36	65	14	13	2	3	6	21	22	77				
	55	1	14	6	9	13	12	42	0	0	1	0	3	3	22	5	28	8	7	1	2	1	6	8	22				

② 県下

令和7年度 無職少年等非行防止対策事業の実績（グラフ）



令和7年度のまとめ

1 相談業務について

甲賀市少年センターが受ける相談の延べ件数は数年前より増加傾向にあります。増加の要因としては、7年ほど前から市内の小・中学校、高校は元より関係の高校等への計画的な学校訪問を実施したことと、市民や関係機関への周知活動を推進してきたことによって甲賀市少年センターの存在やその業務が広く認知されてきた事が考えられるところです。

令和7年度はSNSがらみによる性被害や性加害問題の増加や、小学生の相談が前年度の3倍に増加するなど、相談対象者の低年齢化が益々進んでいること、更にはしつけ問題が年々増加していることからわかる通り、子の問題行動そのものの幼さと、この子らのしつけや性に関する指導に苦慮する保護者の姿を強く感じる年度となりました。

少年センターとしては7年度の現状を見ると子どもに対する「人権・性・ルールを守る」といった社会生活をしていく上での基本的な規範意識は小学校、更には保育園・幼稚園から系統した醸成が必要で、これらを逸脱する可能性がある児童等の早期発見・早期指導が必要不可欠であると考えます。

2 立ち直りや生活改善、就学・就労支援について

令和7年度は中学卒業後、或いは高校中退後の就労・就学や生活改善支援問題の相談も増加しました。増加理由の一つにこの種案件の解決には時間がかかり、長期にわたる対応を必要とするケースが多いからです。

事例としては小学校高学年から不登校となり、中学校もほぼ全欠状態で中学校卒業時、進学・就労もしなかった女子生徒を学校の先生が「あなたが行くところはこの少年センターしかない」といって連れてこられた現在19歳になる女性に対する生活・就労支援を未だ継続対応していますし、高校入学後間なしに問題行動を起こして高校を退学し、保護観察中の17歳の男性に対する継続的な生活改善・就労支援を継続しているなどのケースがあります。

これら立ち直り・生活改善支援においては市の関係部所や関係機関との連携が不可欠であり、センターとしても関係機関との連携をより一層強化して行く必要があります。

3 街頭補導・有害環境浄化活動等について

少年補導委員・少年センター・警察が一体となって実施する合同街頭補導活動についてはコロナ禍収束以降、大型量販店を中心として「現地集合・現地解散方式」より実施してきました。

コロナ禍以降は子どもたちの生活様式の変化からコンビニや大型量販店・公園などに集まる子どもの姿は一時期減少傾向にありました。

しかし令和7年夏以降、大型量販店に甲賀市・湖南市の少年は勿論のこと、日野・東近江方面の小・中学生や高校生などがこの甲賀・湖南市の少年らと合流して備え付けの買い物カートや車椅子に複数人が乗って店内を走り回るなどのあまりにも幼い迷惑行為を繰り返すなどしているところから、今後の更なる問題行動の発生が危惧される状態になっています。

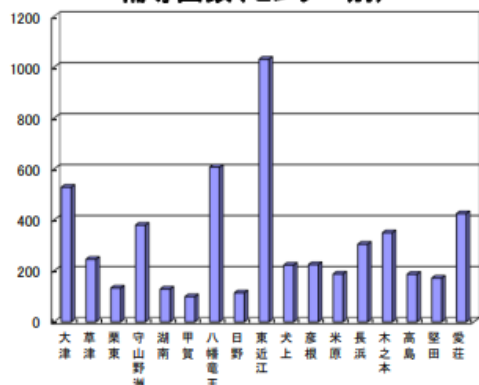
今後においては地区の少年補導(委)員と連携しながら、効果的な実施時間・場所を検討しつつ、効果のある街頭補導・有害環境浄化活動に努めて行きたいと考えています。

4 広報・啓発活動について

甲賀市少年センター、甲賀市少年補導(委)員会が活動をしていくうえで重要な事の一つに、その存在を市民に広く認知していただくことにあります。

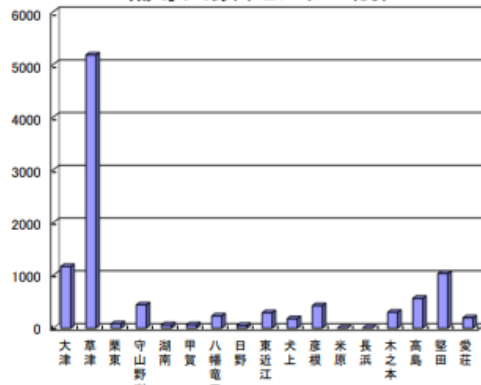
甲賀市少年センターでは現在定期的に「少年センターだより」を発行しているのをはじめ、あいコムこうか協力のもと「音声放送」での後方活動を定期的に実施し、また各種イベント、祭礼においてはその地区の少年補導(委)員とともに広報・啓発活動を推進しているところですが、「甲賀市少年センターだより」につきましてはより一層見やすい書面作りや広範囲配布・SNSによる発信に努め、啓発活動においても関係機関・団体との連携をより強化したもとの活動を推進して行くことを考えています。

補導回数(センター別)



センター全体の補導実施回数は、5,345回で、前年同期と比較すると5回増加しました。
補導実施回数が最も多かったのは、東近江市少年センターの1,032回で、次いで、近江八幡・竜王少年センターの608回でした。

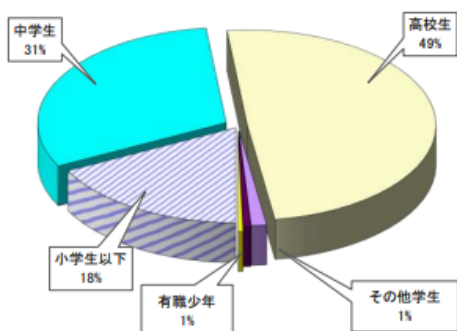
補導人数(センター別)



センター全体の補導人数(犯罪・触法、ぐ犯・不良行為、※愛の一声を含む)は、10,246人となり前年同期と比較すると1,655人減少しました。

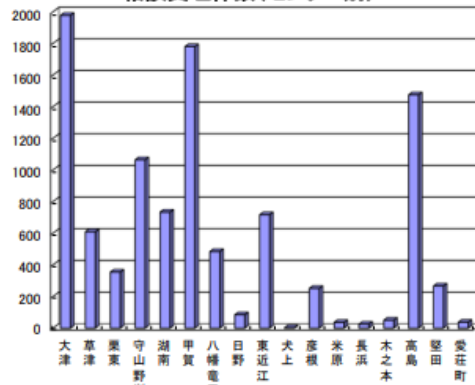
※「愛の一声」とは、犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽、兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけを言います。

補導少年(愛の一声を含む)の内訳(学職別)



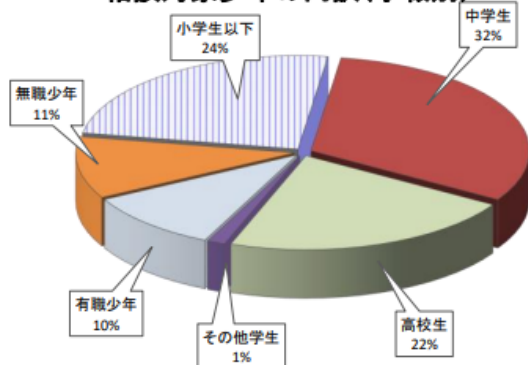
補導少年(愛の一声を含む)を学職別に見ると、「高校生」が全体の49%を占めています。
前年同期と比較すると、「高校生」が1,911人減少、「中学生」が347人増加し、「小学生以下」が167人増加しています。

相談受理事件数(センター別)



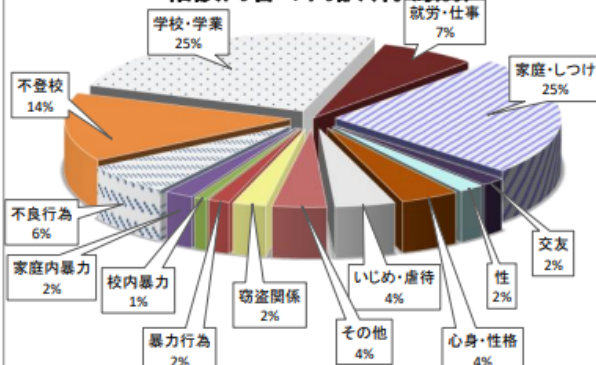
県内の少年センター全体の相談受理事件数は延べ9,944件(うち女子3963件)で、前年同期と比較して総数は32件増加(うち女子196人増加)しました。
相談受理事件数が最も多かったのは、大津少年センターで1,977件、次いで甲賀市少年センターで1,780件でした。

相談対象少年の内訳(学職別)



相談対象少年の学職別の割合は、「中学生」が32%(前年比67件増加)、「小学生以下」が24%(前年比1,092件増加)、「高校生」が22%(前年比1,078件減少)となっています。

相談内容の内訳(行為別)



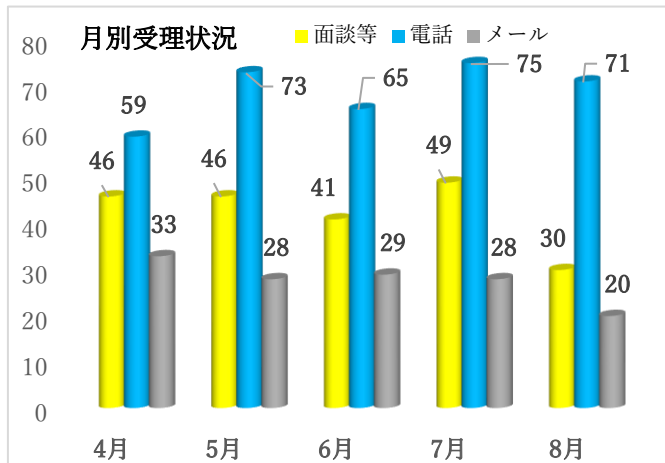
相談内容の内訳(行為別)では、「家庭・しつけに関する相談」および「学校・学業」がともに全体の25%、「不登校」(14%)に関する相談となっています。

令和 8 年(2026 年)度 甲賀市少年センター事業計画

月	事業内容
4	* 県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会 15(水) (みなくるプラザ) * 少年補導(委)員会第 1 回定例幹事会(地区事務局合同) 14(火) * 合同街頭補導 19(日)(水口曳山祭宵宮) * 少年補導(委)員会総会ならびに研修会 25(土) * 有害図書立入調査(2 回)
5	* 合同街頭補導 1(金)、15(金)、28(木) * 有害図書立入調査(2 回)
6	* 第 1 回県少年センター所長会議(米原)3(水) * 合同街頭補導 9(火)、19(金) * 無職少年対策指導員研修会 10(水) * 少年補導(委)員会第 2 回定例幹事会 30(火) * 有害図書立入調査(2 回)
7	○「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」 * 合同街頭補導 1(水)、7(火)矢川七夕まつり、18(土)しがらき火まつり、23(木)大原祇園宵宮 25(土)にんにん大花火、26(日)田村神社万灯祭 * 有害図書立入調査(2 回)
8	* 第 2 回県少年センター所長会議(愛荘)5(水) * 夏休み特別巡回補導 * 合同街頭補導 6(木)、16(日)杣川、21(金)、24(月)、28(金) * 有害図書立入調査(2 回)
9	* 合同街頭補導 3(木)、18(金) * 少年補導(委)員会第 3 回定例幹事会 8(火) * 管外研修会(宮川医療少年院)10(木) * 少年センター協議会 16(水) * 県青少年補導センター連絡協議会研修大会 26(土) (米原)13:00 * 薬物乱用防止教室指導者講習会 29 (火) * 有害図書立入調査(2 回)
10	* 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会(能登川コミュニティセンター) 3 (土) * 第 3 回県少年センター所長会議(大津)7(水) * 合同街頭補導 5(月)、16(金)、27(火) * 有害図書立入調査(2 回) * 図書等一斉立入調査(10～11 月)
11	○「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」 * 湖南ブロック研修会(湖南市) 6 (金) * 合同街頭補導 10(火)、20(金) * 有害図書立入調査(2 回)
12	* 合同街頭補導 1 (火)、18(金)、24(木) * 第 4 回県少年センター所長会議(草津)2(水) * 少年補導(委)員会第 4 回定例幹事会 8(火) * 有害図書立入調査(2 回)
1	* 合同街頭補導 15(金)、27(水) * 有害図書立入調査(2 回)
2	* 第 5 回県少年センター所長会議(長浜)3(水) * 合同街頭補導 18(木) 田村神社厄除祭、19(金) * 有害図書立入調査(2 回)
3	* 少年補導(委)員会第 5 回定例幹事会 2(火) * 合同街頭補導 9(火)、19(金) * 有害図書立入調査(2 回)
備考	* 巡回補導・相談活動(随時) * 少年センターだより発行(年間 5 回) * 薬物乱用防止教室(随時) * 補導委員会だよりの発行(年間 1 回)

令和8年度(4～8月分) 甲賀市少年センター活動状況

●受理状況相談件数 延べ 693件 (前年度 延べ749件)



令和8年度は中学生に関する相談が急増している状況にあります。内容的には年度当初から規範意識が著しく欠如した中学生がらみの窃盗事件問題や性的非行問題に関する非行相談が急増していますし、非行相談以外では家庭内問題や心理的課題を抱える相談が増加しています。年度途中ですから、断定的な事は言えないのですが、本年度の現状を見ると現中学生は小学校2年生から4年生にかけてコロナ禍を経験した年代に当たることから、家庭・学校・社会が大きく変化する中で心身の発達に何らかの影響を受けた子どもも少なくなかったのではないかと推察されます。

月	本人				家庭				学校				他機関等			
	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計	面接	電話	メール	小計
4月	14	5	4	23	13	18	28	59	4	16	1	21	15	20		35
5月	13	5	4	22	14	17	24	55	5	27		32	14	24		38
6月	16	8	5	29	9	19	24	52	6	13		19	10	25		35
7月	20	7	4	31	17	25	24	66	6	19		25	6	24		30
8月	10	14	2	26	10	22	18	50		11		11	10	24		34
総数	73	39	19	131	63	101	118	282	21	86	1	108	55	117	0	172

相談対象少年学職													
月	小学生以下		中学生		高校生		学生その他		有職少年		無職少年		累計
	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	件数	当月の割合	
4月	19	14%	54	39%	14	10%			43	31%	8	6%	138
5月	12	8%	77	52%	21	14%			34	23%	3	2%	147
6月	9	7%	69	51%	7	5%	2	1%	46	34%	2	1%	135
7月	26	17%	60	39%	6	4%	14	9%	36	24%	10	7%	152
8月	9	7%	60	50%	6	5%	1	1%	41	34%	4	3%	121
総数	75	11%	320	46%	54	8%	17	2%	200	29%	27	4%	693

□令和8・7年度(4～8月中)の主な相談内容比較(下段：女子)

非行相談															
年度	盗癖窃盗	暴力行為 傷害・暴行	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	薬物 乱用	飲酒	喫煙	家出	無断 外泊	深夜 はいかい	金銭乱費 金品持出	暴走行為 道交法違反	怠学	累計
R8	50	27	7	20				5				12			121
2026		1													1
R7	36	17	17	8	1			2	3			43	7		134
2025									1			26			27
増加数	14	10	-10	12	-1			3	-3			-31	-7		-13

非行相談以外の相談																
年度	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	性格	健康 身体	いじめ	虐待	有害 環境	その他	累計
R8	20	4	12	51	385	19	17	10	21		2	13		16	2	572
2026	14	2	9	4	93	4	15	3	1		2	12				159
R7	6	12	14	6	462	27	18		7		26	23	1	4	9	615
2025	1	4	5	4	82	1					25		1	1		124
増加数	14	-8	-2	45	-77	-8	-1	10	14		-24	-10	-1	12	-7	-43

年度	合計
R8	693
2026	160
R7	749
2025	151
増加数	-56

○甲賀市少年センター条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 44 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日 条例第 36 号

(設置)

第 1 条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸 1 番 10 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第 4 条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日教委規則第 11 号

平成 26 年 1 月 29 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成 17 年甲賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努め

なければならない。

- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

（1） 少年センターの事業の企画実施に関すること。

（2） 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター所長		れい書	方21	所長名をもって発する文書用

- 2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第		号
		甲賀市少年補導委員証		
写真				
氏名				
生年月日				
任期	年	月	日から	
	年	月	日まで	
	年	月	日交付	
甲賀市教育委員会 印				

(裏面)

注意事項
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。

別記様式（第 9 条関係）

甲賀市少年センターだより

第1号



甲賀市水口町本丸 1-20 みなくるプラザ内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R8.4月発行

みなくるプラザから眺める城山(古城山)に桜色の木々が見え隠れしています。春の暖かな風によって新年度が始まりました。平素は少年補導(委)員の活動及び甲賀市少年センターの運営に際しまして、ご支援・ご協力をいただきありがとうございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

少年センター・少年補導(委)員

少年センターは、青少年の非行を防止し、健全な育成を図るために設置されたセンターです。

また、甲賀市少年補導(委)員会は地域の子どもの非行防止と健全育成を支えるため、甲賀警察署長と甲賀市教育委員会から委嘱されたボランティアで、79名の補導(委)員で構成されています。



甲賀市少年センター 少年補導(委)員会の主な活動

街頭補導活動

- ・補導(委)員と少年センター及び甲賀警察署と連携した健全育成と非行防止のための合同街頭補導
- ・通学路見守りや挨拶運動

広報啓発活動

- ・市内小学校6年生に薬物乱用防止教室開催
- ・啓発用しおりなどの作成
- ・少年センターだよりの発行
- ・地域放送(あいコムこうか)での情報発信

連携と研修活動

- ・補導(委)員のスキルアップのための関係機関訪問研修や講習会参加
- ・関係機関や関係団体との連携(情報交換及び連絡調整)

環境浄化活動

- ・有害な図書・DVDなどの取扱店の販売状況を確認
- ・携帯や刃物玩具店などへ有害環境から青少年を守るための指導

相談活動

- ・青少年や保護者からの悩みや困りごと相談に応じる
- ・状況改善までの継続面接や家庭訪問
- ・学校や関係機関との連携



補導(委)員は子どもたちを見守り、問題行動の芽を早期に発見し、必要に応じて声かけをしたり、学校を訪問し薬物乱用防止教室などを行ったりしています。地域の補導(委)員の方に地域の子どものことで心配なことがありましたらお伝えください。

少年センターは、『子どもたちが健全な生活を送れるよう支援する場所』です。そのため、家庭環境、孤立、ストレスなど子どもが抱える背景を理解し、改善につなげる支援をしています。家庭や学校での困りごとがある場合、早めに相談することで大きなトラブルを防げることもあります。問題行動が起きたときだけでなく、「ちょっと気になる」「誰に相談したらいいかわからない」という

段階でも利用できますので、ご相談ください。

昨今、子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい状況に変化しており、子どもたちの様子も変わりつつあります。大人の見守りの目と温かい声かけが、何よりの健全育成・被害防止につながります。引き続き、子どもたちが安心安全な地域社会で健やかに成長できるよう少年補導(委)員のみなさまと共によりよい環境づくりをめざしてまいります。今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年度 甲賀市少年補導(委)員のみなさま (敬称略)

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

水口	池本 壽志	岡村 美鶴	北村 正之	草間 行雄	黒川 廣幸
	黒田 義則	佐伯 千代	坂本 正太郎	杉本 義一	瀬野 滋乃
	宝本 正樹	竹中 修	出口 雅之	中西 きよみ	西村 智明
	西村 久	林田 一子	藤井 照代	藤村 和之	宮城 善美
土山	宮治 一八	山田 長則	山本 敬次	吉田 泰啓	
	石岡 朋子	市井 妙子	井上 勝	坂本 晴美	竹嵩 理
	土山 定信	日比 由美	前田 恵子	前田 武広	丸山 謙次
	山下 英隆				
甲賀	東 斐彦	小川 浩美	河合 鉄久	川村 文江	瀬古 祐嗣
	瀬戸 加世	中井 徳昭	中本 博之	平田 昌規	藤江 慎二
	森田 秀次	山下 京子			
	網 千鶴子	奥村 享子	神田 剛史	北浦 紀道	木村 圭一
甲南	仙庄 裕章	竹若 能子	谷 聡之	中井 紀子	中野 照子
	西宮 貴美江	西森 宏	橋本 達也	山崎 吉未	山本 紀代子
	山本 利次	吉澤 明彦	渡邊 淳史		
	植田 英朗	宇田 康介	大谷 真五	奥村 弘道	神山 智
信楽	高岩 眞介	高本 和昇	谷 弘樹	中井 れい子	中西 一詞
	吹田 聖介	福山 博士	藤原 也之亮	宮川 憲和	

役員 の 皆 様	会長:中井 徳昭	副会長:前田 武広	中井 れい子
	監事:宮治 一八	網 千鶴子	
	水口地区幹事:宮治 一八	土山地区幹事:市井 妙子	
	甲賀地区幹事:小川 浩美	甲南地区幹事:網 千鶴子	
	信楽地区幹事:中西 一詞		(敬称略)

令和7年度 甲賀市少年センター相談受理状況

R7年4月～R8年3月末まで

相談延べ件数	R7年度 3月末	R6年度 3月末	相談手段	R7年度 3月末	R6年度 3月末
	1780	1679		面談等	476
			電話	944	983
			メール等	280	246

非行相談内容	R7年度 3月末	R6年度 3月末	非行相談以外 内容	R7年度 3月末	R6年度 3月末
盗癖・窃盗	45	43	不登校	32	82
暴力行為(傷害・暴行)	41	50	学校・学業	55	78
校内暴力	44	50	就職・仕事	23	20
家庭内暴力	24	32	家庭	13	22
たかり・恐喝	5	3	しつけ・生活	1146	959
薬物乱用	1	0	交友	61	133
飲酒	0	0	性	32	7
喫煙	8	3	発達障害	2	3
家出	7	4	心の病	36	11
無断外泊	0	14	性格	0	0
深夜はいかい	10	2	健康・身体	40	2
金銭乱費・金品持出	66	54	いじめ	42	65
道交法違反(暴走行為)	10	13	虐待	10	8
怠学	0	1	有害環境	11	16
小計	261	269	その他	16	4
			小計	1519	1410

相談者内訳	R7年度 3月末	R6年度 3月末	相談対象 少年内訳	R7年度 3月末	R6年度 3月末
本人	279	256	小学生以下	440	140
家庭	676	689	中学生	506	722
学校	393	377	高校生	214	236
職場	11	4	学生その他	14	289
警察	43	22	有職少年	524	176
他機関	333	284	無職少年	82	116
その他	45	47			



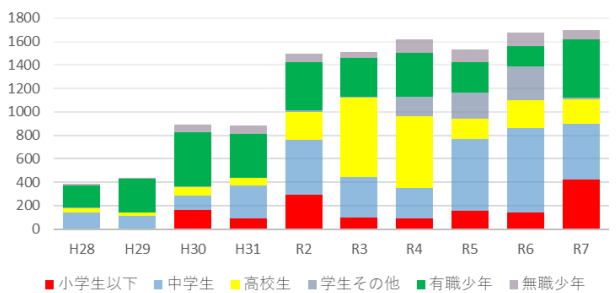
困ったときは
ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！
秘密厳守・無料



交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など
相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)
年末年始、土、日、祝日は休み
(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp



相談件数



令和7年度 相談活動について

令和7年度の相談件数は1,780件で、上記のグラフの通り年々増加しており過去10年で最多になっています。対象少年別では小・中学生の相談は全体の約半分を占め、特に小学生相談が前年度の約3倍になり問題行動が低年齢化しています。また、中学生の中には地域的大型量販店などで迷惑行為を繰り返したり、夜間に卒業生と接触したりして問題行動を起こす事案が目立つようになり、規範意識の希薄化を懸念しているところです。高校生に関する相談も増加傾向にあり、入学しても学校に馴染めず体調を崩したり、学業に専念できず退学をしたりするケースが見られました。

相談内容の特徴としては SNS がらみの問題が多く、被害や犯罪にまで及んでいることもありました。インターネットの急激な発展が子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしていることが伺えます。また、コロナ禍前に子どもたちがコンビニエンスストア前や大型量販店の駐車場をたまり場として時間を過ごしていた状況が再び見られるようになりました。そのため警察との連携を必要とする案件も増加してきました。

昨今の SNS の普及は大人との接触が容易にできるようになり、保護者が知らないところで子どもが被害者になったり加害者になったりしている問題もあります。特に性に関する問題の相談が昨年度比の5倍以上になっていることから、性に関する教育はもちろん人権・命に関する指導を適切な時期に正しい内容で指導する必要性を特に感じた1年でした。文科省からも「生命を大切にすること、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身に付けること」を目指す「**生命(いのち)の安全教育**」の取り組みを推進しています。子どもたちにとって**性教育**を含む**自他の命の安全教育**と**規範意識**の醸成の必要性を強く感じています。

甲賀市少年センターだより

第2号



甲賀市水口町本丸1-20 みなくるプラザ内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R8.6月発行

～少年の健全育成に向けて～



甲賀警察署
署長 吉川知樹

その内容を見ますと、刑法犯少年を46人検挙補導しましたが、「万引き」や「自転車盗」などの「初発型非行」が20人であり、刑法犯少年の約43.5%を占めるに至りました。また、「強盗」などの「凶悪犯」を5人、「傷害」などの「粗暴犯」を10人検挙補導しており、「凶悪犯・粗暴犯」で刑法犯少年の32.6%を占めるに至りました。さらに、「凶悪犯」5人のうち、3人が触法少年でした。

特別法犯については、4人検挙しており、自分の口座を売って「犯罪収益移転防止法違反」で検挙される者がいました。これは、昨今耳目を集めている「闇バイト」とは異なりますが、「闇バイト」同様、目先の利益に捕らわれて後先が想像出来ない、少年特有の未熟さを際立たせるものであり、少年に正しい知識と予見する能力が備わるよう、注意喚起していくことが急務となっています。

一方、少年補導については、昨年後半から大型量販店にたむろする中学生や無職少年らが散見されるようになり、前年と比べて34人多い103人が補導されています。

少年非行の背景には、SNSの普及で広範囲に年齢や性別を超えて繋がるという、広く浅い人間関係が認められるところであり、SNSによる被害やトラブルが後を絶ちません。安易に迷惑動画や暴力動画をSNSにあげ、新たなトラブルが展開していることも記憶に新しいところです。

このような中、警察として、日々の業務を通じて非行少年や被害少年を早期に発見の上、学校・児童相談所・少年センター等をはじめとした関係機関と連携のもと、少年の健全育成に努めていますが、やはりこれには限界があり、少年補導(委)員の皆様を始め、地域の皆様一人ひとりのご理解・ご協力無くして、到底、その目的を達成することは出来ません。

今後とも、少年の健全育成のため、署員一丸となって、少年の非行防止活動等に取組んでいく所存でございますので、皆様方の一層のご支援・ご協力を賜いますようよろしくお願い申し上げます。

「甲賀警察署から皆様への緊急のお知らせ」

注意!! 迫りくる特殊詐欺!!

ここからは、「甲賀警察署から皆様方への緊急のお知らせ」があります。

それは、今現在も猛威を振るっている警察官を語るなどの特殊詐欺への対応です。

年の県内における特殊詐欺について

発生件数は421件、被害額は約15億7,000万円であり、そのうち甲賀警察署管内の状況は

発生件数は38件

被害額は約6,300万円でした。

ところが、本年に入り管内では3月末までで

発生件数は21件(昨年の同期比で約430%の増加)

被害額は約1億5,400万円

(昨年の同期比で約1400%の増加)

であり、被害額では既に昨年1年間の倍以上に達しているなど危機的状況にあります。

これら特殊詐欺の実に8割が皆様が所有するスマホやご自宅の固定電話に犯人から電話が掛かってきて、その電話に対応して騙され、被害に遭っています。実にその電話の7割が国外からの国際電話によるものです。

このため、国際電話を遮断するだけでも、これら被害の半数近くを防げますが、如何せん遮断措置は各人の行動に掛かっており、スマホであれば、警察庁推奨アプリをダウンロードして遮断をするか、ご自宅の固定電話であれば、国際電話不取扱受付センターへ休止の申込をすればいずれも無償で遮断することができます。

もし、遮断措置を講じるまでに、警察官を語って「あなたに逮捕状が出ている」「資産を指定の口座に移さなければ、逮捕して強制的に捜査します」などと不安を煽る電話があった際は、「まずは地元の甲賀警察署・交番等に確認します」「家族に相談します」など「自分以外の人を交えて対応する」と言えば、逆に犯人側が「この人は騙せない」「すぐに警察へ通報される」と慌てて、電話を切りますので是非ともそのような対応をお願いします。

特殊詐欺にはこのように「逮捕状が出ている」等として皆様の不安を煽る手口のほか、「必ず儲かる」等の甘言で投資を持ち掛けるものなど、様々な手口があります。

このような特殊詐欺の危機的状況に今一度ご理解をいただき、皆様方のご家族を始め、地域の皆様にも、この危機的現状をお伝えいただき、これら特殊詐欺電話に対する地域の皆様のいけば、警戒心、免疫力をこれまで以上に一層高めていただきますよう、重ねてお願いいたします。



令和8年度甲賀警察署少年補導員 ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式 および表彰式 甲賀市少年補導(委)員会 総会・研修会

令和8年4月25日(土)にみなくろプラザ鹿深ホールにおいて、甲賀市副市長 伴 孝史様をはじめ来賓の方々のご臨席のもと、甲賀警察署吉川知樹署長より委嘱状の交付および永年勤続功労者表彰状への表彰状が行われました。また、甲賀市教育委員会立岡秀寿教育長からは、長年にわたりご尽力いただいた11名の補導(委)員退任者様へ感謝状が贈呈されました。

続いて開催された総会では、令和8年度の事業計画および会計予算が承認されました。その後の研修会では、「少年補導(委)員の任務と心構え」をテーマに甲賀警察署大道太生活安全課長よりご高話をいただきました。

子どもたちの現状や補導委員としての関わり方について理解を深める貴重な機会となり、甲賀市の青少年の非行防止と健全育成に向け、さらに充実した活動を展開していきたいと思ひます。

永年勤続功労者表彰(10年)

黒田 義則 様
藤村 和之 様
井澤 信行 様
神田 剛史 様

退任者感謝状表彰

石川 富美代 様 H12～
市川 康信 様 R6～
北出 孝子 様 H26～
長尾 修平 様 R2～
吉原 やすゑ 様 H15～
古賀 誠 様 R4～
立岡登喜夫 様 R6～
安村 幸子 様 R6～
藤川 淳子 様 R2～
井澤 信行 様 H28～
堀 恵子 様 H22～



学校訪問始まる

5月から順次甲賀市内の小学校21校、中学校7校、高等学校等6校、児童福祉施設2園、そして市外の高等学校等8校を訪問させていただきます。子どもたちの課題解決や健全な成長に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

困ったときは
ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！
秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、

家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp



令和8年度(4月末) 甲賀市少年センター相談受理状況

相談延べ件数	R8 4月末	R7 4月末	相談手段	R8 4月末	R7 4月末
	138	96	面談等	46	34
			電話	59	40
			メール等	33	22

非行相談内容	R8 4月末	R7 4月末	非行相談以外 内容	R8 4月末	R7 4月末
盗癖・窃盗	3	3	不登校	2	0
暴力行為(傷害・暴行)	1	0	学校・学業	1	2
校内暴力	3	0	就職・仕事	0	0
家庭内暴力	0	0	家庭	8	2
たかり・恐喝	0	0	しつけ・生活	103	73
薬物乱用	0	0	交友	6	0
飲酒	0	0	性	1	5
喫煙	2	2	発達障害	0	0
家出	0	0	心の病	1	0
無断外泊	0	0	性格	0	0
深夜はいかい	0	0	健康・身体	0	0
金銭乱費・金品持出	3	5	いじめ	0	1
道交法違反(暴走行為)	0	0	虐待	0	0
怠学	0	0	有害環境	4	3
小計	12	10	その他	0	0
			小計	126	86

相談者内訳	R8 4月末	R7 4月末	相談対象 少年内訳	R8 4月末	R7 4月末
本人	23	15	小学生以下	19	5
家庭	59	52	中学生	54	35
学校	21	11	高校生	14	7
職場	0	2	学生その他	0	0
他機関	31	16	有職少年	43	44
その他	4	0	無職少年	8	5

危険！位置情報アプリ！

4月甲賀市内の路上で、位置情報共有アプリを通じて集まった十数人が少年3人を取り囲み、そのうち16歳と15歳の2人に暴行を加えて怪我を負わせたとして、滋賀県警甲賀署は12日17歳の無職少年と14歳の男子中学生を傷害容疑で逮捕しました。被害者と容疑者に面識はなく、アプリのメッセージ機能を介したやり取り中でトラブルに発展したとみられています。位置情報アプリの機能が、面識のない者同士の衝突を誘発する一因となった可能性があり、アプリを介した突発的な暴力の危険性が浮き彫りになりました。

位置情報アプリは便利な一方、第三者によって悪用された場合の危険性等、大きなリスクが潜んでいます。

安易に位置情報を利用することは避け、やむを得ず使用する場合は、正しい知識を身につけ、適切な設定で安全に利用することが大切です。





甲賀市水口町本丸 1-20 みなくるプラザ内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R8.8月発行

毎日厳しい暑さが続いています。子どもたちの夏休みも後半戦に入ります。楽しい時間は過ぎるのが早いものです。夏休みは普段より自由な時間が増える分、自分で考えて行動する時間が長くなり、学校という枠組みやチャイムがない生活の中で、自分で時間の使い方を律することがより必要ですが、子どもたちの生活は充実しているでしょうか。

～インターネット・SNSとの付き合い方～

近年、インターネットや SNS の普及で、子どもたちを取り巻く環境は激変しています。便利な反面、ネット上の玉石混交の情報に触れたり、動画サイトやゲームにのめり込んだりするリスクとも隣り合わせです。夏休みは自由な時間が多いからこそ、主体性を持たなければ大きな落とし穴にはまってしまうかねません。一人ひとりがしっかり考え、一日を大切に過ごしてほしいものです。

～社会のルール 規範意識～



また、昨年あたりから特に気になるのが子どもたちの「規範意識」です。以前もお伝えしましたが、公共の場で立ち入り禁止区域に入ったり、店舗で迷惑行為をして店員さんや他のお客様とトラブルを起こしたり、買い物カートや車いすを勝手に持ち出して遊ぶといった問題行動が見られました。さらに、グループで万引きをするなど、憂慮すべき事態も起きています。

今年6月末の相談データでも、「窃盗関係の相談」が前年比 23 件増と急増しており、非行相談の中でも突出して増加しています。中でも中学生に関する相談が 92 件増加し、相談の中心が中学生に移行している点が大きな特徴です。

こうしたデータからも、私たちが考える以上に、子どもたちの「規範意識」が揺らいでいるのではないかと感じています。

「人の物を勝手に使ってはいけない」「空き家は無断で入る場所ではない」「鍵が掛かっていない自転車でも、勝手に乗ってはいけない」といった基本的なルールが、悪いことという認識が薄くなっているようです。そうした行動が、取り返しのつかない事態を招くこともあります。

～家庭でのルール作りの難しさ～

また、家庭でのルール作りも、多くの親御さんが頭を悩ませる一つではないでしょうか。

「ゲームの時間を守れない」「帰宅時間を過ぎても戻らない」といった相談をよく受けます。何度言っても子どもは聞かず、親がただ叱り続けるという悪循環に陥り、困り果てているご家庭も少なくありません。時には子どもが反発し、家庭内暴力に発展してしまうケースもあります。



何度も同じ注意をして伝わらないのであれば、その伝え方やアプローチがお子さんに合っていないのかもしれない。「言葉」で言うだけでなく「見える形」に変えてみたり、よい行動に目を向けて今まで以上に認めたり

することも子どもとのよい関係を保ちながらできるルール作りです。

親の一生懸命な思いが、空回りして親子関係がこじれてしまうのは残念なことです。一度崩れてしまった親子の信頼関係を修復するには、多くの時間とエネルギーが必要になります。親も人間ですから感情的になってしまうのは当然のことですが、追い詰められた気持ちのままぶつかってしまえば、かえって事態を悪化させてしまうこともあります。

～一人で悩まず、相談を～

一人で悩んでいても、なかなか新しい解決策は浮かびません。そんな時こそ、一人で抱え込まずに相談機関へ相談してください。その一つに少年センターもご利用いただけます。

相談することで、親御さんご自身の心も整理されますし、第三者の視点を交えることで、これまで見えなかった子どもの本音や、新しい接し方のヒントが見つかることもあります。子どもが健全に成長し、ご家庭で穏やかな時間が過ごせるよう、私たちも精一杯お手伝いさせていただきます。

夏休みはまだ後半戦が残っています。どうぞ、ご家族で心休まる時間を大切にお過ごしください。何かお困りのことがあれば、いつでも甲賀市少年センターへご相談ください。

(あいコムこうか 有線放送より抜粋)

よいこと？悪いこと？ これは犯罪？

- ① 拾った 1,000 円を自分の物にした。
- ② カラオケに行きたくて、家にあるお金を家族に言わず持ち出して勝手に使った。
- ③ お金を払わず店の品物を持ち帰った。
- ④ 急いでいたので鍵のさしてある自転車をもらい大切に使った。
- ⑤ 友だちが万引きしたゲームソフトをもらった。
- ⑥ 友だちが万引きの見張りをしてほしいというので、見つからないように見張りをした。
- ⑦ 広いところで遊びたいので、鍵のかかった門を乗り越えて校庭で遊んだ。
- ⑧ 神社の柱に記念に残るよう名前を彫った。
- ⑨ ふざけて、嘘の 110 番をした。
- ⑩ 頭にきて友だちの教科書に落書きをした。
- ⑪ 頭にきて友だちの物を隠した。
- ⑫ 頭にきて友だちを殴った。
- ⑬ 腹が立って、学校のロッカーを蹴飛ばして壊した。
- ⑭ 意地悪な友だちを脅かすために、ナイフを持ち歩いた。
- ⑮ インターネットに友だちの悪口を書き込んだ。
- ⑯ ふざけて、インターネットの掲示板に「明日、●●小学校の子どもを襲う。」と書き込んだ。
- ⑰ 人の裸の写真を携帯電話に保存した。裏面 解答あり



少年補導功労者表彰

～近畿管区警察局長・近畿少年補導委員等 連絡協議会会長連盟表彰～ **祝** **藤原也之亮 様**



多年にわたり少年非行防止活動を積極的に推進し青少年の健全育成に貢献された方および団体に近畿管区警察局長と近畿少年補導等連絡協議会会長の連名で、表彰式が執り行われました。

甲賀市からは藤原也之亮様が受賞されました。おめでとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

日時 6月17日(水) 於:滋賀県警察本部

6月末時点の相談件数は420件で、前年同期から19件増加しました。非行相談は減少した一方、非行以外の相談が大きく増加し年齢構成にも顕著な変化が見られました。

非行相談では、盗癖・窃盗が前年の16件から39件へと突出して増加し、その他の項目は軒並み減少しています。この傾向は、全国の刑法犯少年の検挙状況とも一致しています。

非行以外の相談では、家庭相談が35件増の40件、心の病の相談が20件増の21件となり、家庭内の問題や心理的課題を抱える相談が大幅に増加しました。これらは、家庭の中で課題を抱え家族が疲弊している実態を反映していると考えられます。また、相談内容の多様化も進んでおり、さまざまなニーズに応じた支援の必要性が高まっています。

相談対象の年齢層をみると、小学生が大幅に減少した一方で、中学生が200件と急増しました。小学生の頃に課題を抱えていた子どもたちが中学生となり、中学生の相談が増加したと考えられます。また、中学生という時期は心身の急激な変化に加え、友人関係や学校生活、進路や成績へのプレッシャーが一気に増す時期です。現中学生は、小学校2～4年生の時期にコロナ禍を経験しており、学校・家庭・社会が大きく変化する中で、心身の発達に影響を受けた子どもも少なくないと推察されます。

さらに、近年のSNSの急速な普及により、子どもたちはいつでもどこでも誰とでもつながることができ、発達段階に合わない情報にも容易にアクセスできる環境にあります。こうした社会環境の変化は、家庭・心理・発達・経済などの各側面から子どもの成長に大きな影響を及ぼし、問題行動として表面化していると考えられます。特に窃盗相談の増加は、発達の特性や心のSOSとして表れている可能性が高いと感じられます。

本人からの相談件数は74件と前年から増加しており、少年センターが相談窓口として周知され、居場所としての役割が定着してきたことの表れとも言えます。しかしその一方で、困りごとを抱える子どもたちが増えているという現実も示しています。問題行動として表に出てきている以上、子どもたちの健全な成長を支えるためには、何らかの支援や援助が不可欠です。困ったときに「困った」と言えること、そしてそれを誰かに相談できることは、とても大切な力です。

今回の相談状況を、子どもたちの心の叫びとして真摯に受け止め、一人ひとりに寄り添った支援を進めていく必要があり、今後も関係機関と連携をしながら相談活動を進めてまいります。

解答 法律や犯罪の名称 状況により他の法律名や犯罪名に該当する場合があります。また、犯罪は成立しますが、刑を免除される場合があります。

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 刑法の遺失物横領罪 | ⑩ 刑法の器物損壊罪 |
| ② 家族の物でも盗めば窃盗罪 | ⑪ 刑法の器物損壊罪 |
| ③ 刑法の窃盗罪（手口は万引き） | ⑫ 刑法の暴行罪 |
| ④ 刑法の窃盗罪（手口は自転車盗）占有離脱物横領罪 | ⑬ 刑法の器物損壊罪 |
| ⑤ 刑法の盗品等無償譲受け罪 | ⑭ 銃砲刀剣類等取締法違反など |
| ⑥ 刑法の窃盗（万引き）共犯 | ⑮ 刑法の名誉棄損罪、脅迫罪 |
| ⑦ 刑法の建造物侵入罪 | ⑯ 刑法の業務妨害罪など |
| ⑧ 刑法の器物損壊罪 | ⑰ わいせつ物頒布等罪や児童ポルノ禁止法違反など |
| ⑨ 軽犯罪法違反の虚偽申告 | |

令和8年度(6月末) 甲賀市少年センター相談受理状況

相談延べ件数	R8 6月末	R7 6月末	相談手段	R8 6月末	R7 6月末
	420	401			
			面談等	133	114
			電話	197	219
			メール等	90	68

非行相談内容	R8 6月末	R7 6月末	非行相談以外 内容	R8 6月末	R7 6月末
盗癖・窃盗	39	16	不登校	12	5
暴力行為(傷害・暴行)	4	5	学校・学業	1	11
校内暴力	7	17	就職・仕事	0	3
家庭内暴力	11	8	家庭	40	5
たかり・恐喝	0	1	しつけ・生活	239	255
薬物乱用	0	0	交友	10	12
飲酒	0	0	性	2	7
喫煙	5	2	発達障害	6	0
家出	0	1	心の病	21	1
無断外泊	0	0	性格	0	0
深夜はいかい	0	0	健康・身体	2	10
金銭乱費・金品持出	7	26	いじめ	1	3
道交法違反(暴走行為)	0	7	虐待	0	1
怠学	0	0	有害環境	13	3
小計	73	83	その他	0	2
			小計	347	318

相談者内訳	R8 6月末	R7 6月末	相談対象 少年内訳	R8 6月末	R7 6月末
本人	74	52	小学生以下	40	76
家庭	166	179	中学生	200	108
学校	72	78	高校生	42	41
職場	5	8	学生その他	2	2
他機関	95	80	有職少年	123	144
その他	8	4	無職少年	13	30

困ったときは
ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

秘密厳守・無料



交友関係、生活、いじめ、

家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp

